

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立天名小学校

I いじめについての基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人間として絶対に許されないものである。また、どの学校・どの教室にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる問題である。これらの基本的な考えを基に教職員は鋭い人権感覚をもち、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに情報交換に努め、学校全体で組織的に対応していく。同時に、児童の間にもいじめに正しく向き合い、いじめは絶対に許さないという意識・態度を育てていく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもち、自分の居場所を感じられるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、いじめは学校の内外を問わずに起こる問題であるという認識のもと、保護者、地域、教育委員会や市と連携して取り組んでいく。

(2) いじめの認識

【「いじめ」の定義】(いじめ防止対策推進法 第1章第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態の例としては、以下のような物が挙げられる。

- ・ ひやかし、からかい、わるぐち、おどし、いやなことを言われる。
- ・ なかまはずれ、集団による無視をされる。
- ・ かるくぶつかられたり、あそぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ・ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする。
- ・ お金や持ち物をたかられる。
- ・ お金や持ち物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すてられたりする。

- ・いやなことやはずかしいこと，きけんなことをされたり，させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話で，わるぐちをかかれたり，いやなことをされたりする。
- など

個々の行為がいじめであるかどうかについては，表面的・形式的に判断するのではなく，いじめられた生徒の立場に立って行う。いじめには多様な様態があることを踏まえ，法の対象となるいじめに該当するか判断するに当たっては，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めなくてはならない。

いじめは，いじめられた側がそれを否定するなど，本人の言葉のみでは判断しにくい場合があるなど，様々なケースが存在する。児童の表情や様子をきめ細かく観察すると共に，周囲の状況を含め客観的な情報を集め，総合的に判断していかなければならない。

いじめの中には，犯罪行為として警察に相談・通報すべき事案も存在する。教育的配慮や被害者の意向も踏まえた上で，警察に通報・連携するということも念頭に置く。

また，いじめは，被害者・加害者だけでなく，おもしろがってはやし立てるなどする「観衆」，見て見ぬ振りをする「傍観者」といった立場の関わりもあり，集団の課題として指導していくことが必要である。

Ⅱ 学校におけるいじめ防止のための組織

(1) 目的

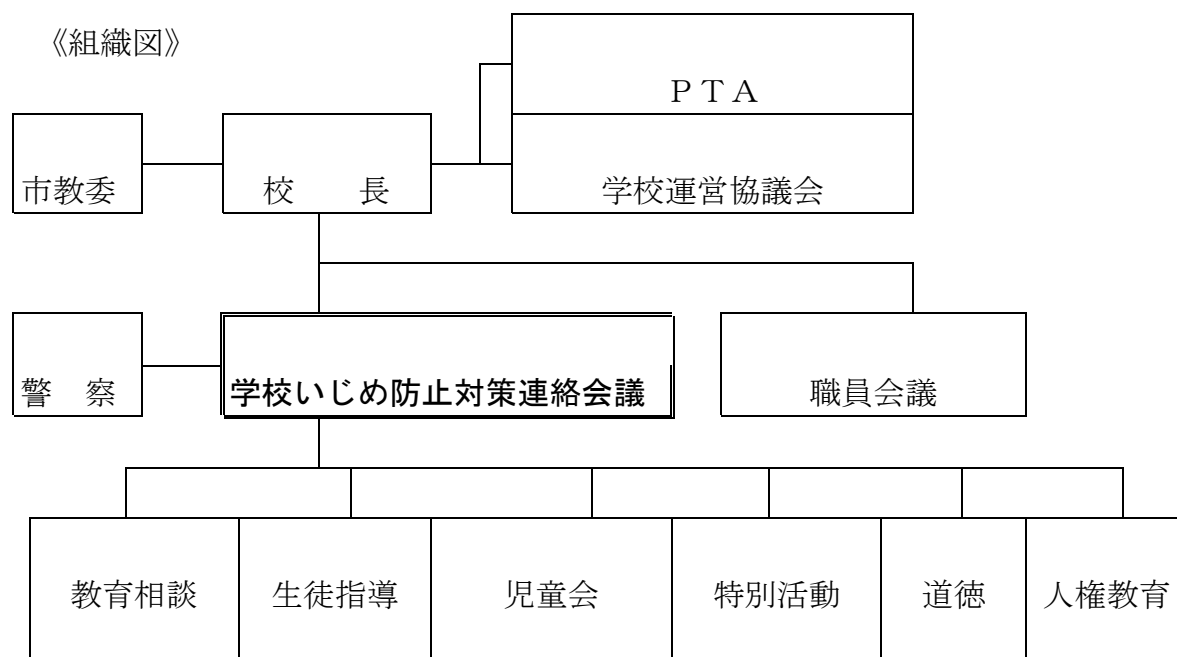
いじめ防止対策推進法第22条および鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づき，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として，「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置する。その機能は，以下の通りとする。

- ・学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正等
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等
- ・いじめの事実関係の調査，児童への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携等
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査
- ・事案の記録と当該児童のアフターケア及び経過観察

(2) 委員の構成

【学校教職員等】校長，教頭，生徒指導担当教員，教務主任，養護教諭
教育相談担当教員

【教職員等以外】スクールカウンセラー等，その他学校長が必要と認める者
心理の専門家としてスクールカウンセラー等必要に応じて専門家の参加を求める。その他必要に応じて招集する。必要な場合，学校長が必要と認める者に参加を依頼する。



(3) 会議の開催

年2回、学校運営協議会にて報告等を行う。

また、重大事態の発生時には、学校長の判断で臨時に会議を招集できる。

(4) 会議の内容

- ・方針及び年間計画の説明
- ・アンケートの結果・分析に関する検討
- ・情報交換，意見交換 等

Ⅲ 学校でのいじめ防止等のための対策

いじめは、どの学校でもどの児童にも起こりうる問題であることから、まずは未然防止対策を重視していく。本校は、小規模校であり、同学年のみならず学校全体の児童同士の関わりが深い。その分、人間関係に固定化傾向があり、それぞれの児童の見られ方や立ち位置も定まってしまうやすい。その事を踏まえた上で、互いの良さや違いに目を向けさせ、認め合える関係作りをしていくことが重要である。いじめは絶対に許さない、いじめを見抜く人権感覚をもった児童・集団作りをしていく。

事象が起こった場合には、できるだけ早く発見し、対処していくことが大切である。日常的に子どもたちと会話し、様子をつかんでいく。同時に定期的にいじめアンケート、教育相談の機会を設け、子どもたちが困っていることを把握し、対応していけるようにしていく。少人数であることを生かし、全職員で全児童を見守っていく。普段から児童の様子や気になる行動、問題行動などを出し合い、子どもたちの現状やその背景について共通理解をもち、どの教職員もかかわりをもてるようにする。地域や保護者とも積極的に連絡を取り、連携を図っていく。事象に対して注意して終わり、謝らせて終わりというのではなく、子どもたちとじっくりと向き合い、子どもたちがなぜそのような行動をするに至ったかを探っていく。本人だけでなく、相手や周りの子

どもたちから聞き取りを行っていく。また、事象に当たっては、複数の教員で対処してより広い視点での支援・指導ができるようにするとともに、必ず時系列の記録を残し、しっかりと経過観察を行い、アフターケアと再発防止に努めていく。

(1) 未然防止に向けて

i 学校経営における位置づけ

〈学校教育目標〉

「自ら豊かな未来を拓くこどもの育成」

〇めざす児童像

- ・自ら学び続ける子
- ・自他ともに大切にする子
- ・健康や安全を意識し健やかな心身を持った子

〈生徒指導目標〉

「生命を大切にし、健やかな心身をもったこどもを育てる」

- ・道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図る。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりを心がける。
- ・特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指す。
- ・教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育園・中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努める。
- ・「ふるさと先生」をはじめとする学校支援ボランティアの活用を促進し、地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進する。
- ・学校運営協議会では情報交換の機会を設け、学校での様子と地域での様子を交流することにより、より多くの視点からの児童理解の機会とする。
- ・学校通信、学年通信等での情報公開をはじめ、普段から保護者との連絡・関係作りを行い、連携して児童を見守っていけるようにする。

ii 教職員を対象とした取り組み

- ・いじめに関する研修会への参加を積極的に行うとともに、参加した教員は、還流報告を行い、学んだことを広めていく。
- ・レポート研修の場を生かし、互いに情報交換と方策の検討・助言を行い、人権感覚を高める。
- ・職員会議の中で毎回「児童の様子」の情報交換を設け、全職員で情報や意識を共有できるようにする。

- ・特別支援や人権の担当と連携し、児童の背景をつかみ、より高度な支援ができるように努める。

iii 児童を対象とした取り組み

- ・道徳の時間や各教科、学級活動の時間の中で、仲間作りや自己肯定感・自己有用感、他者理解などを感じられる取り組みを行っていく。
- ・日常のあらゆる活動を通じて、いじめ、差別は許さないという意識を育てる。
- ・縦割り活動を通して、異学年が関わり、相互理解ができるようにする。
- ・児童会では、あいさつ運動やふれあい遊び、お楽しみ集会を通じ、たくさん児童が関われるような場を設定していく。
- ・米作りの活動を通して、地域の方に大切にされていることを感じ、自己有用感や人と関わることの喜びを感じさせる。
- ・携帯電話やスマートフォンの正しい使い方や、インターネット等でのマナーとリスクについてなど、ネットモラルの啓発を行う。

(2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

i 早期発見に向けた取り組み

- ・普段の会話や日記指導、様子の観察などを通して、子どもの変わった様子を見逃さないようにする。
- ・学期に一回、いじめ防止アンケートを行い、子どもたちからの声を聞き取る機会とする。また、その後にカウンセリング「先生とおしゃべりタイム」を設け、教師が児童一人一人と話す機会を作っていく。
- ・職員数が少ないことを生かし、教職員間では日常的に児童の情報交換を行っていく。特に、保健室での情報や担任外の先生からは学級とは違う姿が現れていることがあるので、大切にする。
- ・保護者と連絡を密にすることで、家庭での様子を把握するとともに、心配なことを相談してもらえるような関係作りを行う。

ii 初期対応での取り組み

- ・事象が起こった時は、児童への聞き取りから複数で対応し、必ず時系列で記録を残す。
- ・該当教員から生徒指導、生徒指導から管理職へという情報伝達経路を徹底する。
- ・事象については、速やかに教育委員会へ連絡を行う。
- ・事象については、保護者への対応も複数で行う。その場合、学校として伝えたい事は担任以外が行い、担任は児童のフォローに努める。
- ・できる限りその日のうちに保護者と連絡を取り、事実関係と対応を伝える。

iii 児童への指導や支援

- ・いじめは絶対に許さないという担任の姿勢を明確にする。

- ・被害者の児童には、必ず教師が味方に付くことを伝え、安心感を与える。
- ・加害者の児童も、悪意を持って行ってしまったとは限らないので、十分に聞き取りを行う。また、加害者側も苦しい背景を抱えていることが多いので、その支援も視野に入れていく。
- ・知らせた児童がいた場合は、知らせてくれたことを褒め、秘密は守ることを約束する。
- ・当事者だけでなく、周りの児童からも情報を集める。
- ・互いの気持ちをしっかり考えさせるようにし、遺恨がないようにフォローしていく。
- ・事象後、当面は経過観察をしっかりと行い、陰での仕返しがないかなど気を配る。
- ・観衆、傍観者の立場の児童がいた場合は、被害者の気持ちを知らせ、考えさせる。場合によっては、道德の教材を利用するなどして自分から気づかせるようにしていく。
- ・外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

iv 組織的な対応

《基本的な考え方》

- ① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童，加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう，改善をすることを基本とする。
- ② いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう，十分な注意を払う。
- ③ いじめ被害者や保護者を第一に考え，被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④ いじめへの対応は，基本的には「**学校いじめ防止対策連絡会議**」を中心とした組織であたる。
- ⑤ 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- ⑥ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう，別室授業等の措置も考える。
- ⑦ 担任一人で抱え込まず，組織として対処し，保護者や児童へは複数対応を基本とする。
- ⑧ 記憶によりあいまいな部分が出てこないよう，必ず記録を時系列で残していく。

《いじめ発生時の対処要領》

- ① 事象の発生（発覚）
必要があれば，すぐに被害児童は別室へ保護する。
- ② できる限り早く生徒指導担当へ報告。生徒指導担当は管理職へ報告する。
・判明した経緯 ・関係児童 ・分かっている事実 ・対応の方針

③ 初期対応

(事実関係の確認)

- ・知らせた児童への聞き取り。
知らせたことを褒め、秘密は守ることを約束する。
- ・被害児童への聞き取り（原則、担任が行う）
必ず味方になって解決することを伝える。
- ・聞き取り内容を生徒指導、管理職へ報告。指導方針を決定する。
相手児童が他クラスの場合は、その担任も同席する。
(必要に応じてはすぐ、場合によって朝の打ち合わせで全職員に共有)
- ・直ちに教育委員会へ報告を行う。
- ・加害児童への聞き取りを行う（できるだけ複数）。
- ・聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
- ・場合により、話をすりあわせ、指導を行う（複数対応）。

④ 問題解決への取り組み

(加害児童への指導、保護者への助言)

- ・確認した事実を加害児童保護者へ連絡し、今後の指導についても話す。
(複数で対応する。)
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・いじめを生んだ児童の背景も目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。

(被害児童のケア、保護者への助言)

- ・被害児童保護者への連絡（必ずその日のうちに）を行う。
- ・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、学校いじめ防止対策連絡会議で方針と分担を決める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
- ・保護者との連携を密にする。
- ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。

(いじめが起きた集団への対応)

- ・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(ネットいじめへの対応)

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルにつ

いての指導をする。

- ・教育支援課と連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

⑤ 再発防止に向けた指導や体制

- ・事象の経緯や原因、対応について全職員での情報の共有を行う。
- ・経過観察を行い、記録に残していく。
- ・必要に応じて学校いじめ防止対策連絡会議で検証を行い、対応が適切であるか協議する。

v 学校でのいじめの相談

校内でのいじめ相談窓口については、教頭、生徒指導担当、養護教諭がつとめる。また、その旨を全児童及び保護者に周知する。

(3) 取り組みの評価・点検及び学校運営改善の実施

取り組みについては、学校運営協議会で報告を行い、学校評価、学校関係者評価等と合わせて検証し改善策の検討を行う。結果については、学校通信や学校ホームページにおいて公開する。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態の基準（第 28 条）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - 自殺を企図した場合
 - 心体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が相当の期間の欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態発生時の対応

・重大事態の報告（第 30 条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。第一報は遅滞

なく電話で報告を行う。

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導担当 → 教頭 → 校長 → 鈴鹿市教育委員会

②いじめ対策組織の招集（第 28 条）

- ・学校いじめ防止対策連絡会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。

- ・学校いじめ防止対策連絡会議は、いじめの実態把握を行う。

なお、学校いじめ防止対策連絡会議の委員長は生徒指導担当が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラー等の参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③加害児童への指導

- ・加害児童への指導については、【Ⅲ学校でのいじめ防止等のための対策（２）早期発見及びいじめへの対処に向けて－iv組織的な対応－《いじめ発生時の対処要領》④問題解決への取り組み】に準ずる。

- ・報道や事実に関する話題の拡散により、加害児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。

- ・被害児童との人間関係の再構築，周りの児童との人間関係の再構築，本人の学校生活での目標設定等，加害児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて，継続的に指導をしていく。

④被害児童への支援

- ・被害児童への支援については、【Ⅲ学校でのいじめ防止等のための対策（２）早期発見及びいじめへの対処に向けて－iv組織的な対応－《いじめ発生時の対処要領》④問題解決への取り組み】に準ずる。

- ・被害児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え，学習や生活の場所，スクールカウンセラー等の相談体制，学校全体での見守り体制，登下校での見守り体制，保護者との連絡体制，関係機関との連携等，当該児童の支援体制をとる。

- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等，当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

（３）学校いじめ防止対策連絡会議との連携及び調査

①学校いじめ防止対策連絡会議の招集

- ・学校長の判断により，必要に応じて学校いじめ防止対策連絡会議を招集し，事実の報告と，対応についての協議を行う。

②事実関係を明確にするための調査（第 28 条）

- ・調査にあたっては，いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容，結果の公表の仕方について，十分に理解を得る。

ア 被害児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員，関係児童から聞き取り，または，質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように，当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ 被害児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員，関係児童から聞き取り，または，質問紙調査を行う。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

- 自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。
- 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ，遺族の気持ちに十分配慮しながら，その死に至った経過を検証し，再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

エ 調査結果の情報提供

- 調査結果については，いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については，鈴鹿市教育委員会に結果の報告を行う。

V その他

○いじめ防止対策の PDCA サイクル

〈プラン (P)〉

学校でのいじめ防止対策についての取り組みは，年度当初に設置された学校いじめ防止対策連絡会議を経て方針を決定し，ホームページに公開する等して周知を図る。その際には，前年度の取り組みの反省，各学年のいじめの発生件数から考えられる指導の重点等，実態に応じた計画を立てるようにする。

〈ドゥ (D)〉

いじめの防止対策や未然防止を行う。いじめがあった場合は，適切な対応を行う。また，当初計画の変更の必要性がある場合，柔軟に対応する。

〈チェック (C)〉

「いじめ防止アンケート」や学校評価の中の項目として取り扱うなど，学校のいじめに対する取り組みについて客観的に評価をする。児童への取り組みだけでなく，保護者や地域についての取り組みも評価する。

〈アクション (A)〉

評価の中から，改善すべき課題を洗い出し，その課題についてどのような改善をするのか，その対応策を考えて次の対策に盛り込んだり，重点としたりする。

○鈴鹿市のいじめ相談窓口

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ・いじめSOSテレホン | Tel 3 8 2 - 9 2 5 0 |
| ・いじめSOSメール | e-mail : ijime-sos@city.suzuka.lg.jp |
| ・子ども家庭支援課相談 | Tel 3 8 2 - 9 1 4 0 |
| ・子ども人権相談 | Tel 3 8 4 - 7 4 2 2 |